

特定非営利活動法人からだフシギ 運営会議規程

1. 本法人の事業を円滑に実施するために、定款 56 条に基づき運営会議を設置する。
2. 運営会議は、定款で定める以下の 3 つの事業の推進のための計画を立案し、実施方法、実施者を決定する。
 - 1) からだの知識の普及事業
 - 2) からだを教える人材の育成事業
 - 3) からだを教える教材の開発・普及事業
3. 運営会議の参加者は、会員（任意）とする。
事業の推進に必要な場合は、会員以外の参加を要請できる。
4. 運営会議は、会員 6 名以上の出席をもって成立する。
5. 運営会議は必要に応じて、年 8 回程度開催する。
6. 運営会議の開催はメールリストを通して、事務局から会員に通知し、参加を予定する会員は、事務局に申し出る。
7. 原則として庶務担当理事が、運営会議の議長となる。
8. 会員はいずれかの事業に関して、運営会議に議題を提出できる。提出した場合は、運営会議で提案内容を説明する。
9. 会員は運営会議で決定した業を実施後、運営会議に報告する。

附則

本規程の改廃は、理事会で行う。

本規程は 2020 年 10 月 22 日より施行する。

本規約は 2020 年 10 月 27 日に改訂された。